

令和 4 年 12 月 23 日

当院職員における新型コロナウイルス感染者の発生について

本日、当院職員 1 名の新型コロナウイルス感染が確認されました。

該当職員と接触のあった職員等全員の PCR 検査を施行いたしましたが、現段階で全員の陰性を確認しております。また、12 月 22 日以前に感染が確認された職員との関連はありません。

以上の状況を踏まえ、診療体制については、陽性者等の休職者が多いことから、下記のとおりに対応を実施させていただきます。

記

1. 入院診療について
整形外科・泌尿器科の新規入院を 12 月 25 日まで一部制限。
循環器内科・血液内科・第三内科の新規入院を 12 月 26 日まで一部制限。
2. 外来診療について
整形外科・泌尿器科を 12 月 25 日まで予約診療。
循環器内科・血液内科・第三内科を 12 月 26 日まで予約診療。
3. 救急患者受入れについて
整形外科・泌尿器科の新規入院を 12 月 25 日まで一部制限。
循環器内科・血液内科・第三内科の新規入院を 12 月 26 日まで一部制限。
4. 整形外科・泌尿器科の緊急、準緊急手術を除く待機可能な手術の延期。
(12 月 25 日まで)
5. 上記以外、全て通常診療。

皆さまには、ご心配をおかけいたしますが、当院では感染防止対策に引き続き全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

白河厚生総合病院
病院長 大木 進司